

小金井市芸術文化振興条例

平成 19 年 3 月 20 日

条例第 4 号

前文

私たち小金井市民は、小金井桜と武蔵野の緑に囲まれ、湧（ゆう）水など豊かな自然環境に恵まれたこの地に暮らし、地域性に富んだコミュニティを築いてきました。先人から受け継いだ伝統的文化資源を活用し、また、新たな芸術文化資源を創出することによって、芸術文化の持つ力に期待し、市民一人一人が小金井市民としての誇りを持って、日々心豊かに生活していくことができることを願い、ここに小金井市芸術文化振興条例を定めます。

（目的）

第 1 条 この条例は、芸術文化振興施策に関し、その基本理念、原則等を定め、市、市民及び団体等（企業、教育機関、民間非営利団体、文化団体、地域団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、市民等（市民及び団体等をいう。以下同じ。）が主体的に芸術文化活動に取り組むことができるように総合的かつ計画的に施策を推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「芸術文化」とは、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「芸術文化活動」とは、広く芸術文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加することをいう。

（基本理念）

第 3 条 市、市民及び団体等は、市民等の主体的な芸術文化活動を推進し、年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民等が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図るものとする。

2 市、市民及び団体等は、市民が心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利であると捉え、これを十分に尊重するものとする。

3 市は、芸術文化振興施策の実施に当たっては、芸術文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入又は干渉することのないように十分に留意するものとする。

（市の役割）

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念に基づいて、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、芸術文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体、特に近隣の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

4 市は、芸術文化活動を行う市民等と協働し、地域における人材、資源及び情報をいかして、共に芸術文化の振興を図るものとする。

5 市は、芸術文化振興施策を効果的に実施するため、市の行政機関相互の連携を密接に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが芸術文化の担い手であることを自覚し、その活力と創意をいかし、芸術文化の振興に努めるものとする。

2 市民は、芸術文化活動に関して相互に理解し合い、尊重し合うよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第6条 団体等は、地域社会の一員として自主的に芸術文化活動を展開するとともに、市民の芸術文化活動の支援に努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、本条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 芸術文化振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (2) 芸術文化振興のための基本計画の策定並びに施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 芸術文化活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- (4) 青少年、高齢者及び障害者の芸術文化活動の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化の振興を図るために必要な事項に関すること。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たり、基本計画策定委員会を設置するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、基本計画策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(推進機関の設置)

第9条 市は、芸術文化振興施策の推進に当たって、芸術文化振興推進機関を設置するものとする。

2 芸術文化振興推進機関は、芸術文化の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、芸術文化振興推進機関に関し必要な事項は、別に定める。

(芸術文化活動施設の運営)

第10条 市、市民及び団体等は、芸術文化活動施設の運営に当たっては、第3条に規定する基本理念の下に行うものとする。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。